

議案第 6 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 4 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合
広域連合長 橋川 渉

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 不服申立て等（第19条）」を「第3章 審査請求（第19条－第19条の2）」に改める。

「第3章 不服申立て等」を「第3章 審査請求」に改める。

第19条第1項中「公開決定等」の右に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立てに対する決定」を「審査請求に対する裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号中「決定」を「裁決」に、「不服申立てに係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第3項第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立て」を「審査請求の全部を認容し、当該審査請求」に、「公開決定等」を「公文書の公開」に改め、同条第3項中「第14条第3項」を「第15条第3項」に、「決定」を「裁決」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項第2号中「不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求」に、「決定」を「裁決」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、「（以下「諮問実施機関」という。）」を削り、同項第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の右に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同項第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条を第19条の2とし、同条の前に次の1条を加える。

（審理員に関する規定の適用除外）

第19条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

附 則

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行日前にされた公開決定等又はこの条例の施行日前にされた公開請求に係る不作為については、なお従前の例による。